

袋井市農業振興地域整備計画変更理由書

令和8年3月13日  
静岡県袋井市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第13条第1項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】

本市は、経済社会諸活動が量的拡大から高付加価値化や構造改革等の質的变化へ転換する中で、商業集積や公共施設の設置による新都心の形成などの非農業的土地需要の増加が予想されている。

このようなことから、日本一健康文化都市を目指す本市にとって、均衡ある発展を図るためには計画的な土地利用の確保が重要となっており、特に、住居地や、事業用地の確保は、実情に合わせて多面的機能を持つ農地等を良好な状態で確保するためにも、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、集落の発展に資する住宅等の非農業的土地需要と経済事情の変動その他情勢の推移への対応として、農業振興地域の農用地区域内において、事業所敷地拡張（1件）と田（編入）（1件）の農業振興地域整備計画変更を行うものである。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理番号	地区記号 区域番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編入・用途 変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	A-2	深見 字唐久	1609ほか4筆	除外	事業所敷地拡張のため農用地区域から除外	法第13条第2項
2	A-3	山科 字川井田	2361	編入	経済状況の悪化等により、除外した目的に供しないことが判明したため農用地区域への編入	法第10条第3項